

第59回市町村職員を対象とするセミナー  
「介護給付の適正化に関する取組について」

～ 地方自治体介護給付適正化事例発表 ～

平成18年11月22日

## 【目 次】

### 【地方自治体介護給付適正化事例発表】

- ・ 第59回市町村セミナー 適正化に関する取組みについて  
土浦市（茨城県）保健福祉部高齢福祉課 副参事 鈴木 安之 . . . . . 1
  
- ・ 足立区の適正化への取り組み報告  
足立区（東京都）福祉部介護保険課長 嶋崎 京子 . . . . . 23
  
- ・ 富山市赤ペン方式 人づくりから地域づくりへ  
富山市（富山県）福祉保健部介護保険課 副主幹  
地域ケア推進係長 中島 真由美 . . . . . 41
  
- ・ 第59回市町村職員を対象とするセミナー  
～介護給付の適正化に関する取組について～  
「ケアプラン全件チェックの効果と、事業所訪問相談指導を実施して」  
宮崎市（宮崎県）福祉部介護長寿課 主任技師  
妻木 美香 . . . . . 59
  
- ・ 厚生労働省 市町村セミナー  
「誰もが納得できる介護保険事業を求めて」  
薩摩川内市（鹿児島県）市民福祉部 高齢・障害福祉課  
専門主幹 柿元 美津江 . . . . . 61

**【地方自治体介護給付適正化事例発表】**

第59回市町村セミナー

「適正化に関する取組みについて」

土浦市（茨城県）保健福祉部高齢福祉課

副参事

鈴木 安之

## 第59回市町村セミナー

# 適正化に関する取組みについて

茨城県土浦市

高齢福祉課 鈴木 安之

### 目 次

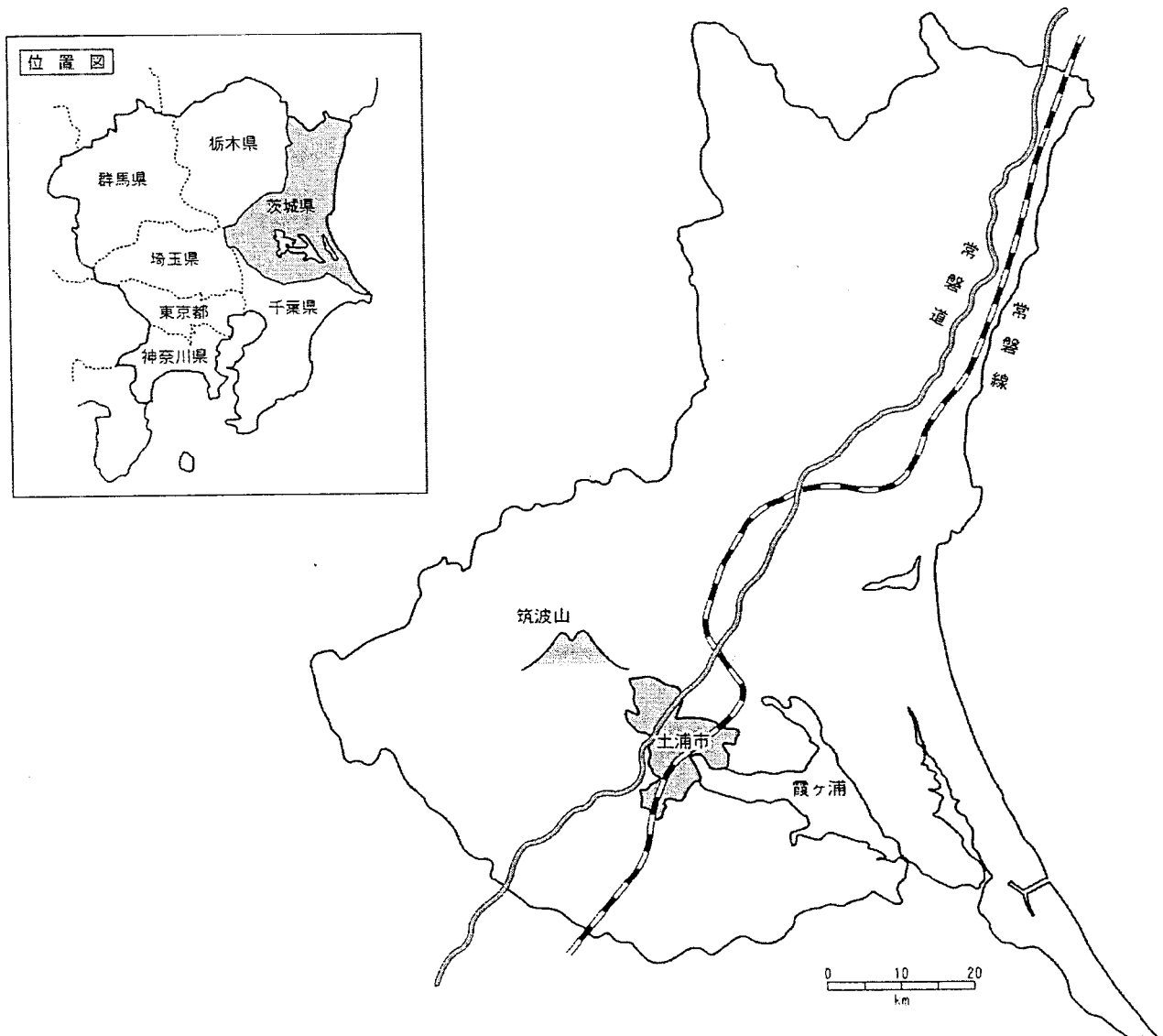
1	土浦市の概要 .....	1
2	適正化事業の概要 .....	2
3	訪問調査事業について .....	3
	(1) 経緯	
	(2) 手順	
	(3) 調査事項の視点	
	(4) 報告書の事例	
	(5) 不適切な事例(まとめ)	
	(6) 成果等	
4	今後の取組みと方向性 .....	20
	(1) 質の向上を図る	
	(2) 市民の信頼を得る	

## 1 土浦市の概要

土浦市は首都圏から約60km、JR常磐線、常磐自動車道により約1時間の位置にあります。

- 人口 143,203人 高齢者数 27,695人 高齢化率 19.3%
- 認定者数 3,642人 認定率 12.6%
- 平成18年度給付見込み額 55億円(前年比17%の増加)
- 保険料基準月額 3,575円(1期、2期2,750円 30%の増加)

(平成18年10月1日現在及び9月月報より)



## 2 適正化事業の概要

本市では、介護保険運営の安定を図るため、サービスの質の向上及び費用の適正を目指し、次の事業等を実施しています。

### (1) 介護給付費の通知

- ・平成12年度から、利用者へ介護サービス費の内容を、3か月ごとに年4回通知しています。
- ・サービスの内容確認の資料としても、利用しています。

### (2) ケアプラン検討委員会によるケアプランの評価

- ・平成13年度に保健・医療・福祉に関する学識経験者7人による委員会を設置し、ケアプランの評価を行っています。

### (3) 介護相談員による訪問相談

- ・平成12年度から、土浦市社会福祉協議会に委託し、施設入所者への訪問相談を行っています。
- ・平成18年度からは、社協職員7人、専門研修を受講した市民10人の体制により、施設は毎月、グループホームは3か月毎に訪問しています。

### (4) 住宅改修ガイドブックの作成

- ・平成16年度に、工事内容及び費用の標準化を図るためのガイドブックを作成しています。

(5) 建築士による住宅改修相談

- ・平成17年度から、住宅改修ガイドブックの作成に合わせ、建築士による相談事業を行っています。

(6) 国保連のシステムデータの活用

- ・ケアプラン検討委員会による検討ケアプランの選定や訪問調査の事業者選定に利用しています。
- ・平成17年度から、医療費との突合を行っています。

(7) 訪問調査事業

- ・平成16年度から、訪問相談員が利用者宅等を訪問し、利用者の状況、ケアマネジャーの対応、提供サービスの内容等の確認を行っています。

3 訪問調査事業について

(1) 経緯

以前よりケアプランの提出を求め、内容チェックを実施していたが、プランとサービス内容が違うことから、調査員(嘱託1名)による現場調査を始めました。

(2) 手順

① 問題ケースのピックアップ

国保連のシステムデータを活用し、問題と思われるケースの抽出
給付費通知の中から問題と思われるケースの抽出
高額サービス費の受給者の実績
情報があった問題ケース、これまでの問題ケース 等



② ケースごとの具体的な情報収集

認定調査時の情報（世帯情報、介護力、疾病、心身の状況、ADL  
の把握等）

利用サービスの実績確認

居宅介護支援事業所の確認 等

③ 個別訪問による調査

利用者に交付されているサービス利用票の確認

利用者、家族からの聞き取り（実際のサービス内容、ケアマネジャー  
の対応）

サービス事業所の記録簿の確認 等

④ 報告書の作成

⑤ 不適切なケースへの対応

居宅介護支援事業所に対し、ケアプランの提出、調査

サービス事業所に対し、書類の提出、調査

利用者への再聞き取り調査

⑥ 調査結果、不適正なサービス

指導、償還払いへの変更、減算、返還（過誤）、等の対応

⑦ 不正請求

返還命令、茨城県への報告

(3) 調査事項の視点

① ケアマネジャー調査の視点

項目	調査事項の視点
プランの作成にあたり	サービスの提供方法について、丁寧な説明があったか サービスやサービス事業者の情報について、十分、かつ、偏りなく提供されたか 費用について、説明があったか 各種減額制度や介護保険以外のサービスの説明があったか 利用者が自らサービス事業所を選択したか ケアプランを利用者に交付しているか 等
アセスメント	居宅での訪問面接が実施されたか 身体面、精神面の状態について、詳しく聞いてくれたか 家族の介護力、経済状況、住環境、生活歴等について、聞いてくれたか 困っていることや要望等を聞いてくれたか ケアプラン原案の説明は十分だったか、交付されているか 等
サービス担当者会議	サービス担当者会議についての説明はあったか 適切な時期に開催されているか 本人、家族等が出席できるように配慮されているか 等
モニタリング	毎月訪問しているか 健康状態、通院状況、家族の状況、新たな要望等を聞いてくれるか 各サービスの実施状況、適切性について、聞いてくれるか 新たなサービスの提案、説明はあるか 苦情等を聞いてくれ、素早く対応してくれるか 等
その他	サービス事業所との連絡をとってくれるか 再アセスメントは適切な時期に行われているか 医療との連携をとっているか 認定申請、減額申請等の代行を行ってくれるか ケアマネジャーとの信頼関係が構築されているか 等

② サービス事業所調査の視点

項目	調査事項の視点
状況確認	利用者の状況が介護度相当である確認 サービス利用票、ヘルパーの記録、本人、家族からの聞き取りにより、実際のサービス内容を確認 等
生活援助	必要性、内容、回数、時間等に問題はないか 利用者の日常生活の援助に属さない内容が含まれていないか 等
身体介護	必要性、内容、回数、時間等に問題はないか 通院において、主治医との連携を図っているか 等
通院等乗降 介助	必要性、内容、回数等に問題はないか 送迎の方法に問題はないか 等
訪問入浴介 助	身体状況の確認、健康チェックを始め、介護内容の確認 等
訪問看護	理学療法士等の訪問回数 等
訪問リハビリ	通院困難な状況確認、必要性の確認 1か月以内に医師の診療を受けているか 等
居宅療養管 理指導	医師が訪問診療をしているか、歯科衛生士等の指導内容 の確認 等
福祉用具の 貸与	必要性の確認、日常的に使用されているかの確認 等
住宅改修	居住の実態があるか、理由書どおりの工事がされているか、 改修理由の妥当性 等
通所介護 通所リハビリ 短期入所	サービスの必要性と内容、送迎の方法 等
グループホ ーム	グループホームでの生活状況と心身状況の妥当性 介護計画書の内容と提供サービスの確認 等

(4) 報告書の事例

- ① サービス事業所の報告例      【1】 ～ 【6】    (P 8～P13)
  
- ② ケアマネジャーの報告例      【7】 ～ 【10】 (P14～P17)

報告番号 NO. 55

訪問日 平成18年2月28日

報告日 平成18年3月2日

【 1 】

### 訪問調査報告書

氏名	□□ □□		
生年月日 (年齢)	大正□□年□月□日 (□□歳)		
被保険者番号	×××××	要介護度	要介護1
住所等	土浦市 Tel		
家族構成	夫と二人世帯 敷地内に長女夫婦居住		
居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所〇〇		
サービス事業所	〇〇歯科 訪問介護事業所〇〇 通所リハビリテーション事業所〇〇 福祉用具貸与事業所〇〇		
訪問内容	歯科衛生士等居宅療養管理指導の実施状況と、ヘルパーの仕事内容調査。車椅子の使用状況調査。		

### 調査結果

本人と、同一敷地内に住む長女の夫から話を聞く。本人の夫は要介護3で、〇〇の訪問介護等を利用しながら、主に長女が二人を介護している。

本人は、ずっと炬燵に入って座位のままだった為、歩行等身体状態はわからなかった。杖を使用しても歩行は困難で、手びきしてもらわないと歩けないということである。会話は支障なく、受け答えもしっかりしている。

週2回、各1時間半のヘルパーによる身体介護を受けている。暖かいうちは入浴介助、冬の間は足浴、室内や庭での歩行運動の見守り、両足の浮腫緩和のマッサージを行なっている。

平成17年11月に1回、12月に4回の歯科衛生士による居宅療養管理指導の保険請求があるが、自宅に歯科衛生士が来たことはないという話である。デイケアで口腔ケアを受けたことはあるようだ。

その他に、週1回デイケアに通所している。車椅子は、使用回数は少ないが、外出時に使用している。

このケースについては

- 1 ヘルパーがマッサージを行なうのは不適切であり、指導が必要である。
- 2 歯科衛生士等居宅療養管理指導は、居宅での訪問指導が行なわれていない。ケアマネージャーに事実関係の確認をする必要がある。

101

報告番号 NO. 60  
 訪問日 平成18年3月13日  
 報告日 平成18年3月13日

### 訪問調査報告書

氏名	□□ □□		
生年月日 (年齢)	明治□□年□月□日 (□□歳)		
被保険者番号	×××××	要介護度	要介護1
住所等	土浦市 Tel		
家族構成	独居		
居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所〇〇		
サービス事業所	訪問介護事業所〇〇 通所リハビリテーション事業所〇〇		
訪問内容	訪問介護の利用回数が多い(身体1が31回、生活2が4回)ので、ヘルパーの仕事内容の調査		

### 調査結果

本人より話を聞く。独居であるが、〇〇に居住の娘が毎日訪問し、身の回りの世話をしている。

現在、デイケアに週2回通所。入浴はしているが、リハビリは体操を行なう程度ということである。

ヘルパーの仕事内容は、記録ノートを見せてもらい確認する。生活援助2は、週1回、居室・トイレ・台所の掃除を行なっている。また、毎日17:30にヘルパーがお弁当(〇〇の配食)を届けに来る。その時、血圧・検温を行ない身体介護1を算定している。

このケースについては

- 1 デイケアでのリハビリは、毎回全員で行なう体操だけということである。適切な機能訓練が行なわれているか、計画と記録の確認が必要である。
- 2 平成16年に癌の手術を受けているが、現在は独居での生活が可能に回復している。娘が毎日訪問しており、ヘルパーの訪問による健康チェックが毎日必要か疑問である。また、健康チェックのみの訪問での身体介護算定は、不適切である。

111

報告番号 NO. 2  
 訪問日 平成18年4月4日  
 報告日 平成18年4月5日

### 訪問調査報告書

氏名	□□ □□		
生年月日 (年齢)	昭和□□年□月□日 (□□歳)		
被保険者番号	×××××	要介護度	要介護1
住所等	土浦市 Tel		
家族構成	夫と二人世帯 日中独居		
居宅介護 支援事業所	居宅介護支援事業所〇〇		
サービス 事業所	訪問介護事業所〇〇 福祉用具貸与事業所〇〇		
訪問内容	身体介護の利用が多いので、ヘルパーの仕事内容 調査		

### 調査結果

午後訪問するが、入浴中だった為再訪問する。居室で、本人より話を聞く。脳腫瘍とくも膜下出血の後遺症で、左片麻痺である。室内移動は、レンタル中の4点杖を使用している。

サービス利用票を確認すると、火・木・土が身体3で入浴介助。健康チェック・入浴の介助・浴室の掃除など、適切なサービスが提供されており、記録も整っている。月・金に身体4が計画されているが、本人の話によると、居宅でのサービスは受けていないということである。月・金は、〇〇医院に通院(リハビリ)しており、ケアプランの時間帯(10:00~12:00)は自宅にいない。

3月末で医療のリハ終了に伴い、月・金は〇〇通所リハビリのプランに変更されている。

このケースについては

1. 訪問介護の身体介護3は、入浴介助が適切に提供されており、問題ない。
2. 身体介護4のサービスは実施されていない。
3. 四点杖は日常的に使用されている。
4. 4月から利用の通所リハビリについては、関連スタッフによるアセスメント・リハビリテーションカンファレンスが実施されているか、リハビリテーション実施計画が作成されているか確認が必要である。

報告番号 NO. 32  
 訪問日 平成18年7月19日  
 報告日 平成18年7月20日

### 訪問調査報告書

氏名	□□ □□		
生年月日 (年齢)	昭和□年□月□□日 (□□歳)		
被保険者番号	×××××	要介護度	要介護4
住所等	土浦市 グループホーム○○ Tel		
家族構成	家族なし キーパーソン：甥と姪		
居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所○○		
サービス事業所	グループホーム○○		
訪問内容	グループホームに入居中であるが、要介護4で共同生活が可能か調査実施		

### 調査結果

生活保護費受給者のため、担当ケースワーカーと訪問する。本人は、居室のベッドで横になっていたが、意思の疎通ができないため、担当ケアマネージャーに話を聞く。

昨年(平成17年)の更新認定時(H17.1)には、移動に問題は無く、徘徊の記載がある。現在、アルツハイマーの進行と、身体レベルの低下が著しく、身体状況は悪化した状態である。立位・歩行・移乗とも困難になっており車椅子使用で自走不可。意思の伝達は困難で、問いかけにも反応は無い。移動・入浴・排泄・食事は全介助である。

介護計画書を確認するが、最新の居宅サービス計画書は平成17年6月30日作成のもので、著しい身体状況の変化があったであろう現在に至るまで、介護計画書が見直された様子はない。ケアマネは、本人が歩けなくなっていく過程で、問題に思いながらも、プランの変更を実施していない。モニタリングは毎月記録されているが、再課題の分析へとつながっていない。その間、医師からの意見は、月2回の往診時に求めていたということである。

このケースについては

1. 本人は生活全般に介護が必要で、自発的な意思表示も見られない状態である。グループホームでの共同生活には、適さない身体状況である。
2. ケアマネの継続的なモニタリング、再アセスメントが不十分である。サービス担当者会議も適正に実施されていたか疑問である。フルアセスメントが必要なケースと思われる。



報告番号 NO. 46  
 訪問日 平成18年9月19日  
 報告日 平成18年9月21日

### 訪問調査報告書

氏名	□□ □□		
生年月日 (年齢)	大正□□年□月□日 (□□歳)		
被保険者番号	×××××	要介護度	要介護1
住所等	土浦市 Tel		
家族構成	独居		
居宅介護支援事業所	H14.5.16～居宅介護支援事業所〇〇 H18.8.28～居宅介護支援事業所〇〇		
サービス事業所	通所リハビリテーション事業所〇〇 訪問介護事業所〇〇		
訪問内容	要介護1で訪問介護が毎日実施されているので、ヘルパーの仕事内容の調査		

### 調査結果

玄関で本人から話を聞く。玄関までは、手すりに掴まりながら出てくる。屋外は、歩行器を使用している。

週1回、〇〇デイケアに午後通所している。療法士が個別に対応し、運動器を使ったりハを受けている。入浴は、自宅で一人で入っている。

ヘルパーは、週6日訪問（月・火・木・金・土が身体2生活2、日が身体1生活1）。掃除・調理・洗濯・薬受け取りの代行などで、身体介護としては、外出支援、通院介助（ヘルパー運転）を実施している。

居宅介護支援事業所が変更されていることを、知らなかった。

このケースについては

1. 生活援助の内容には、問題ないと思われる。一人で入浴できる程度の身体状況であり、室内移動の見守りや検温・安否確認のみで身体介護2の算定は不適切である。
2. 自立生活の支援の範疇を超えた外出支援(飲食店への送迎)が、身体介護で実施されている。
3. 通院は、院内の介助も実施しているが、通院等乗降介助で対応できる身体状況と思われる。
4. 8月28日、居宅介護支援事業所が「〇〇」から「〇〇」に変更されているが、新しいケアマネの訪問がないということであり、早急にケアマネへの聞き取りが必要である。

報告番号 NO. 53

訪問日 平成18年10月16日

報告日 平成18年10月16日

【 6 】

### 訪問調査報告書

氏名	□□ □□		
生年月日 (年齢)	昭和□年□月□日 (□□歳)		
被保険者番号	×××××	要介護度	要介護2
住所等	土浦市 Tel		
家族構成	妻・長男との三世帯		
居宅介護 支援事業所	居宅介護支援事業所〇〇		
理由書作成 事業所	居宅介護支援事業所〇〇 作成者 △△ △△		
訪問内容	住宅改修の現地確認 踏み台の固定の調査		

### 調査結果

本人は、パーキンソン病でふらつきがあり、歩行に見守りが必要な状態である。

玄関の踏み台は、置いてあるだけで、固定のための工事が行われていない。手すりは、写真の通り設置されていることを確認する。

このケースについては

1. 踏み台は、工事を伴っておらず、固定の工事が実施される必要がある。
2. 手すりは、申請書通り設置され使用されている。

ケアマネ対応状況確認書

居宅介護支援事業者	
ケアマネージャー氏名	

チェック事項	回答	チェック事項	回答
少なくとも月に1回の訪問がありますか		サービス利用票と別票は毎月渡されますか	
どこで話をしますか		サービス利用票と別票の説明はありましたか	
何分くらい話をしますか		主治医の意見に配慮してプランを作成してくれますか	
よく話を聞いてくれますか		医療のサービスの希望に対処してくれますか	
最近の体の状態を聞いてくれますか		サービス担当者会議について説明はありましたか	
家族の状況を聞いてくれますか		サービス担当者会議に出席したことはありますか	
通院状況を聞いてくれますか		介護認定の申請手続きや更新の代行をしてくれますか	
各サービスの利用状況を聞いてくれますか		利用者や家族からの相談に応じてくれますか	
例:ヘルパーのサービス内容について どのような事を聞かれますか		病院を退院する時、病院と連絡を取り情報を収集して くれますか	
例:福祉用具の使用状況を聞かれますか		苦情を聞いてくれますか	
利用のサービスは自分で選択しましたか		苦情に素早く適切に応じてくれますか	
サービス事業所の情報に偏りはありませんか		その他、利用者の状況を踏まえ、適宜質問する	
サービスの費用について説明はありましたか			
居宅サービス計画書は渡されましたか			
居宅サービス計画書の説明はありましたか			

151

ケアマネ対応状況確認書

居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所〇〇
ケアマネージャー氏名	□□ □□

チェック事項	回答	チェック事項	回答
少なくとも月に1回の訪問がありますか	はい	サービス利用票と別票は毎月渡されますか	はい
どこで話をしますか	居室	サービス利用票と別票の説明はありましたか	はい
何分くらい話をしますか	30分くらい	主治医の意見に配慮してプランを作成してくれますか	はい
よく話を聞いてくれますか	はい	医療のサービスの希望に対処してくれますか	はい
最近の体の状態を聞いてくれますか	ほとんど変化ない	サービス担当者会議について説明はありましたか	ない
家族の状況を聞いてくれますか	はい	サービス担当者会議に出席したことはありますか	ない
通院状況を聞いてくれますか	はい	介護認定の申請手続きや更新の代行をしてくれますか	はい
各サービスの利用状況を聞いてくれますか 例:ヘルパーのサービス内容について どのような事を聞かれますか 例:福祉用具の使用状況を聞かれますか	訪問看護については満足している ヘルパーについては、未だに信頼関係が築けない	利用者や家族からの相談に応じてくれますか	はい
利用のサービスは自分で選択しましたか	はい	苦情を聞いてくれますか	苦情はないわけではないが、100%を望まないようにしている
サービス事業所の情報に偏りはありませんか	はい	その他、利用者の状況を踏まえ、適宜質問する	サービス担当者会議は、ぜひ実施して欲しい 一人で介護しているので、各担当者から専門的意見が聞けることはありがたい
サービスの費用について説明はありましたか	はい		
居宅サービス計画書は渡されましたか	はい		
居宅サービス計画書の説明はありましたか	はい		

ケアマネ対応状況確認書

居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所〇〇
ケアマネージャー氏名	△△ △△

チェック事項	回答	チェック事項	回答
少なくとも月に1回の訪問がありますか	はい	サービス利用票と別票は毎月渡されますか	はい
どこで話をしますか	居室	サービス利用票と別票の説明はありましたか	はい
何分くらい話をしますか	1時間位	医療のサービスの希望に対処してくれますか	週に3回通院しており、十分である
よく話を聞いてくれますか	毎回よく話を聞いてくれる	サービス担当者会議について説明はありましたか	はい
最近の体の状態を聞いてくれますか	はい	サービス担当者会議に出席したことはありますか	3ヶ月に1回位、ケアマネとサービス提供者の訪問がある
家族の状況を聞いてくれますか	はい	介護認定の申請手続きや更新の代行をしてくれますか	はい
通院状況を聞いてくれますか	はい	介護認定の申請手続きや更新の代行をしてくれますか	はい
各サービスの利用状況を聞いてくれますか	以前ヘルパーの仕事のやり方で、ヘルパーの交代を希望したことがあり、それ以降、よく話を聞いてくれる	病院を退院する時、病院と連絡を取り情報を収集してくれますか	体調が急変することがある為、対処の仕方を確認してもらい、ヘルパーにも情報が伝わっており、安心している
		介護認定の申請手続きや更新の代行をしてくれますか	はい
利用のサービスは自分で選択しましたか	透析で通院している〇〇病院で、介護保険の利用を勧められた。送迎サービスを実施している事業所も教えてもらい利用を希望した	苦情を聞いてくれますか	はい
サービス事業所の情報に偏りはありますか	病院で勧められたので、〇〇訪問事業所を希望した	苦情に素早く適切に応じてくれますか	ヘルパー交代希望には、すぐ対応してくれた
サービスの費用について説明はありましたか	はい	その他、利用者の状況を踏まえ、適宜質問する	独居で、自宅と通院のみの生活に閉塞感を感じている。月に1~2度でもデイサービスへの通所を考えているということなので、ケアマネに相談するよう話す。
居宅サービス計画書は渡されましたか	はい		
居宅サービス計画書の説明はありましたか	はい		

18

ケアマネ対応状況確認書

居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所〇〇
ケアマネージャー氏名	×× ××

チェック事項	回答	チェック事項	回答
事業所変更に伴うケアマネの対応状況について	新しいケアマネの訪問がなかったが、今まで通り病院の送迎やヘルパーの訪問があったので、不安はなかったようである。前のケアマネから、〇〇事業所に引き継がれることを聞いており同意していた。9月24日初めて〇〇のケアマネの訪問があり、契約する。心身の状況や家族のことなど聞かれる。医療でのリハがうけられなくなったので、通所リハを希望した。	サービス利用票と別票は毎月渡されますか	9月10月分が、初回訪問時(9月24日)に渡された
		サービス利用票と別票の説明はありましたか	はい
		苦情を聞いてくれますか	苦情はない
		医療のサービスの希望に対処してくれますか	はい
		サービス担当者会議について説明はありましたか	ない
		サービス担当者会議に出席したことはありますか	ない
		介護認定の申請手続きや更新の代行をしてくれますか	はい
利用のサービスは自分で選択しましたか	はい	利用者や家族からの相談に応じてくれますか	はい
サービス事業所の情報に偏りはありませんか	慣れたヘルパーが良いので、今までと同じ事業所を希望した	主治医の意見に配慮してプランを作成してくれますか	リハの継続を勧められており、通所リハをプランに加えてもらった
サービスの費用について説明はありましたか	はい	その他、利用者の状況を踏まえ、適宜質問する	通所リハの送迎が、事業所の都合でできないという理由で、通院等乗降介助で計画されている。ケアマネへの指導が必要である。
居宅サービス計画書は渡されましたか	ない(7・8表のみ受け取った)		
居宅サービス計画書の説明はありましたか	はい		

(5) 不適切な事例 (まとめ)

項目	主な不適切事例
状況確認	利用者の心身状況が相当改善されているが、同じサービスを提供している ケアプランの原案、サービス利用票の未交付 ヘルパーの記録等がない等書類が不備である 等
生活援助	家族に対する調理や買い物等のサービス 要支援となっても、要介護時と同じサービスの提供 等
身体介護	飲食店や美容院等への送迎 健康チェックのみ、マッサージ(?)等の身体介護 不必要な院内介助、医療行為 等
通院等乗降介助	タクシー替わりのサービス 通所事業所への送迎、家族同乗の送迎 等
訪問看護	理学療法士のための訪問看護 等
居宅療養管理指導	医師が訪問していない、情報提供等をしていない 薬学的な管理指導をしていない 等
福祉用具の貸与	使用されていない(車いすが多い) 等
住宅改修	居住の実態のない家屋の改修 工事を行っていない 利用者の生活が改修理由に合わない 等
通所介護 通所リハビリ	デイサービス中の買い物、通院 デイケア中の受診 等
グループホーム	定員超過 全介助、寝たきり状態での入所 介護計画書等必要書類を作成していない 等

(6) 成果等

- 事業者から調査についての問合せがあり、その後、ケアプランの内容やサービス回数が変更された。

適正なプランを目指し、一歩前進

- 調査員がサービス内容について、直接、確認・説明することから、利用者や家族の意識も変った。

介護保険の本来の目的を理解

- 返還金等

- ① 平成16年度

- 調査件数 10件

- 返還1件 返還金539,580円

- (ケアプラン減算:63,750円、サービス事業者:475,830円)

- 指導のみ6件、返還予定3件

- ② 平成17年度

- 調査件数 63件 うち返還予定19件

- 返還予定額16,466,390円

- (ケアプラン:716,550円、サービス事業者:15,749,840円)

- ③ 平成18年度

- 10月末調査件数 60件



#### 4 今後の取組みと方向性

##### (1) 質の向上を図る

###### ○ ケアマネジャーへの取組み

- ① 介護保険制度の「要」であり、その役割を再認識し、プラン作成力、調整力等ケアマネジャーの総合力を高める。

— もっとうえがあるでしょう —

- ② 地域包括支援センターを中心としたケアマネネットワークを早期に構築し、個別指導・助言・相談等を行う。

###### ○ 利用者の意識を変える取組み

- ① 介護保険の本来の目的を理解してもらう。
- ② 事業者の選択肢 — 情報 — の提供を併せて行う。

##### (2) 市民の信頼を得る

###### ○ 公正な認定調査

全調査件数の約60%を委託しているが、認定調査の公正を図るため、19年度から調査専門員を雇用し、3年間で委託調査をゼロにする。

【参考】更新時における要介護1から要支援への移行率

18年4月～9月の平均 24.7%

###### ○ 適正なサービスの推進

- ① 訪問調査事業を積極的に展開し、不適切なサービスや不正請求には、厳格に対応する。

— ダメな事業者は、退場させる —

- ② 利用者自らが、サービスの適正をチェックできるシステムを作る。